

災害廃棄物対策指針の改定及び 平成30年7月豪雨災害における廃棄物対策について

平成30年8月30日

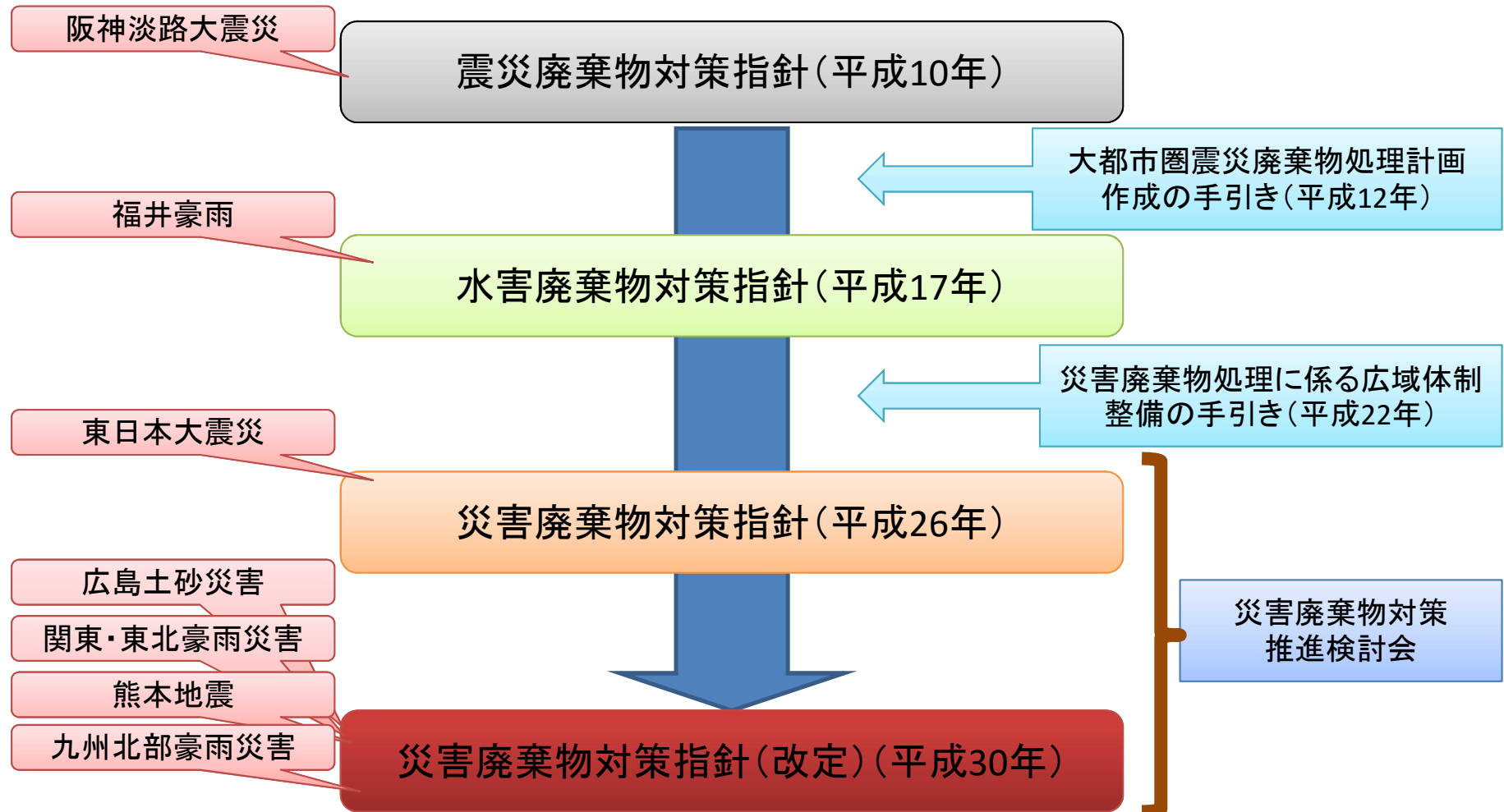


環境省近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

災害廃棄物対策指針の 改正について

災害廃棄物対策指針とは

- 災害廃棄物対策指針は、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、さらに発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を地方公共団体が実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたもの。
- 平成26年に東日本大震災の教訓を元に、過去の指針等を統合して策定。
- 平成30年に、熊本地震等の近年の災害の知見を元に改定。



災害廃棄物対策指針の位置づけ

○ 災害廃棄物対策指針とは、**廃棄物処理法基本方針**及び**災害対策基本法**に基づく**防災基本計画(第34条)**並びに**環境省防災業務計画(第36条)**に基づき、策定。



改定案の策定方針

平成28年度

- 平成28年度災害廃棄物対策推進検討会「地域間協調・指針検討ワーキンググループ」(メンバーは学識経験者や災害廃棄物処理計画策定の経験のある自治体担当者等)において、改定方針を議論
- 3つの点検の視点から全45項目の点検項目を抽出・整理し、対応方針(記載内容の修正の有無、充実等)を検討

点検の視点	点検項目(全45項目)
① 法改正や環境省などの新しい取組に基づく点検	1. 法改正等に伴う記載内容の点検(3項目)
	2. D.Waste-Netや地域ブロック協議会の発足に伴う記載内容の点検(1項目)
② 災害廃棄物処理の実績や最新の知見を踏まえた点検	1. 近年の災害の課題・教訓を踏まえた記載内容の点検(26項目)
	2. 過年度WG等の検討結果を踏まえた記載内容の点検(4項目)
	3. 自治体処理計画の状況を踏まえた点検(6項目)
③ わかりやすさの向上などの観点からの点検	1. フローや写真・事例等の整理、参考資料の充実(5項目)



平成29年度

- D.Waste-Netメンバーである国立環境研究所の研究者を中心として、「災害廃棄物対策指針改定ワーキンググループ」を設置し、平成28年度に検討した対応方針を基本とし、ワーキンググループでの議論や自治体への照会結果(合計で約350個の意見を聴取)を反映して改定案を策定

災害廃棄物対策指針改定ワーキンググループ委員

(※五十音順、★:座長)

氏名	所属
阿部 勝彦	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 客員研究員
宗 清生	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 災害環境マネジメント戦略推進オフィス 高度技能専門員
高田 光康	公益財団法人廃棄物・3R研究財団 研究参与
多島 良★	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 研究員
松本 実	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 客員研究員

災害廃棄物対策指針の構成の見直し

用語の定義(※追加)

第1編 総則(※構成を変更)

改定前	改定後
第1章 背景・目的	第1章 背景・目的
第2章 指針の構成	第2章 指針の構成
第3章 基本的事項	第3章 基本的事項
(1)本指針の位置付け	(1)本指針の位置付け
(2)対象とする災害	(2)大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針の位置付け
(3)災害の規模別・種類別の対策	(3)災害廃棄物処理指針の位置付け
(4)対象とする業務と災害廃棄物	(4)災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画の位置付け
(5)処理計画の基本的考え方	(5)対象とする災害
(6)処理主体	(6)災害の規模別・種類別の対策
(7)その他留意すべき事項	(7)廃棄物部局の業務
(8)災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け	(8)災害時に発生する廃棄物
(9)発災後における各主体の行動	(9)処理主体
	(10)発災後における各主体の行動

第2編 災害廃棄物対策(※構成は変更していない)

第1章 災害予防(被害抑止・被害軽減)

第2章 災害応急対応

第3章 災害復旧・復興

第3編 技術資料

第4編 参考資料

災害廃棄物対策指針の改定のポイント

1. 近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応

- 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正に基づく改定
 - ・ 災害廃棄物対策指針等の位置づけを明記
 - ・ 地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画の位置づけを明記
 - ・ 廃棄物処理施設の設置や活用に関する特例措置等の追加
- 地域ブロック協議会やD.Waste-Net等の役割を明記 など

2. 近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実

- 平時、災害応急対応期、復旧・復興期、それぞれのステージで必要とされる事項を具体化
 - ・ 災害応急対応期における初動対応で実施すべき事項の具体化(し尿や片付けごみ対策の必要性、住民への周知の重要性等)
 - ・ 災害時に実際に連携した団体(ボランティアを含む)への働きかけの強化
 - ・ 特別対応が必要な廃棄物の取り扱いの充実(太陽光パネルや蓄電池など) など

3. 上記2. を受けた平時の備えの充実

- 自治体における災害廃棄物処理計画の策定の必要性や体制整備の具体化
- 仮置場の確保、運営等に関する考え方の整理
- 人材育成・研修や災害協定の重要性の充実 など

国、都道府県、市区町村(支援/受援)、関係団体などの役割を明確化

【廃棄物部局の業務】

廃棄物部局の業務は、平時から実施している一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分、再資源化だけでなく、「災害廃棄物の仮置場の管理」から「災害廃棄物の処理」や「災害廃棄物による二次災害の防止」等も含む。

○平時の業務

- ア. **災害廃棄物処理計画の策定と見直し**
- イ. 災害廃棄物対策に関する**支援協定の締結**（災害支援全体に対する協定に災害廃棄物対策の内容を位置付けることを含む）や法令に基づく事前手続き
- ウ. **人材育成**（研修、訓練等）
- エ. 一般廃棄物処理施設の**耐震化**や災害時に備えた**施設整備**
- オ. **仮置場候補地の確保**

○災害時の業務（参考：本章（10）発災後における各主体の行動）

- a. 散乱廃棄物や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）
- b. 災害廃棄物の収集・運搬、**分別**
- c. **仮置場の設置・運営・管理**
- d. 中間処理（破碎、焼却等）
- e. 最終処分
- f. 再資源化（リサイクルを含む）、**再資源化物の利用先の確保**
- g. 二次災害（強風による災害廃棄物及び粉じんの飛散、ハエなどの害虫の発生、蓄熱による火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に伴う石綿の飛散など）の防止
- h. 進捗管理
- i. **広報、住民対応等**
- j. 上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等

【災害時に発生する廃棄物⇒分別の種類】

災害によって使えなくなったごみ(災害廃棄物)は、
12種類に分別してください。

可燃系混合物



衣類、紙、段ボール、
木製家具など

生ごみなどは
入れないでください。
家具のガラスは
分別してください。

プラスチック製品



プラスチック製品、
食器ケース、おもちゃ類、
梱装箱、ゴミ袋など



ビニール製品、
容器包装プラスチック、
ビニール袋など

ガラス、陶器類



ガラス、陶器類など
ジュース・酒などの液体、
生ものなどの中身は
あらかじめ
捨ててください。

コンクリート系混合物



コンクリートブロックや
基礎の基礎など
瓦類は入れないで
ください。

金属系混合物



自転車、スチール製
の鍋、台所用品など

スプレー缶は
入れないでください。

家電4品目



テレビ、冷蔵庫、洗濯機、
エアコン

冷蔵庫内の物は
出してください。

その他家電・小型家電



CDプレーヤー、
受信機、ゲーム機、
ファンヒーター、
石油ストーブなど

ファンヒーター、石油ストーブの中の
灯油は抜いてください。電池は外してください。

布団、畳など、カーペット



布団などの寝具類、
畳、カーペットなど

瓦類・石膏ボード



瓦葺屋根などに使用
したスレート材など

保管場所に
注意してください。

大型木質系ごみ



ベニア材、角材、
柱材など

大きな木などは、
1m以内に
切断してください。

太陽光パネル・蓄電池



太陽光パネル、
蓄電池など

感電に注意し、
速やかに自治体に
連絡をしてください。

危険物・処理困難物など



ライター、シナー類、
ガス缶、殺虫剤、
殺菌剤など

家庭内で
使用していた灯油、
ガソリンなど

蛍光灯、省エネルギー
ガスボンベ、
スプレー缶など

蛍光灯、省エネルギー
ガスボンベ、
スプレー缶など

蛍光灯、省エネルギー
ガスボンベ、
スプレー缶など

※各自治体のスペースや自治体の分別方法によって異なります。ごみ(災害廃棄物)の出し方につきましては、各自治体の告示に従ってください。

【災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針】

第2編第1章 平時の備え

○ 地方公共団体は、仮置場の候補地を平時に設定するが、設定するに当たっては仮置場の利用方法についても検討しておく。

表 仮置場の利用方法(例)

用途	説明
一時的な仮置場	<ul style="list-style-type: none">・道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置き・住民が自ら持込む仮置き
破砕作業用地等	<ul style="list-style-type: none">・仮設破砕機等の設置及び処理作業(分別・選別等)を行うための用地
保管用地	<ul style="list-style-type: none">・中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管・最終処分場の処理又は輸送能力等とバランスせずに堆積するものの保管・コンクリートがらや津波堆積物等の復興資材を利用先まで搬出するまでの一時的な保管・焼却灰や有害廃棄物等の一時的な保管(危険物も含む)・需要とバランスせずに滞留する再資源化物の保管(但し、再資源化物のみを仮保管している場所は含まない)

図 仮置場の検討フロー(例)



【周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等】

第2編第1章 平時の備え

★ 受援体制の構築

- 災害の規模、建物や処理施設等の被災状況、職員の被災状況などによっては人的・物的支援を必要とする場合があることから、地方公共団体は受援について予め検討、整理しておく必要がある。なお、支援終了後の庁内組織体制への移行にも配慮する必要がある。
- 被災地方公共団体は、収集運搬体制を構築する。体制構築に当たっては平時に検討した内容を参考とし、被害状況に応じて見直しを行う。必要に応じて他の地方公共団体等へ協力要請を行う。

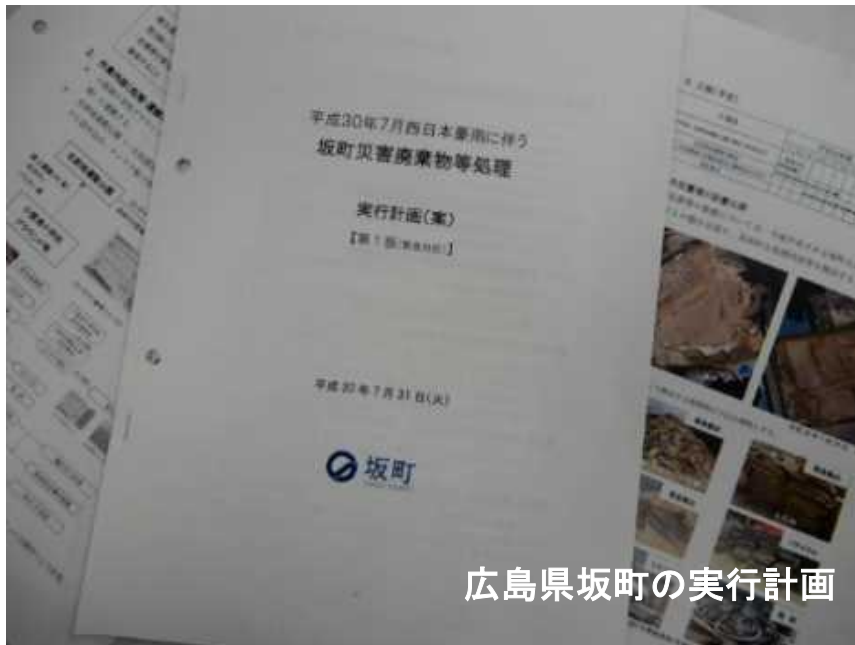


他都市からの収集運搬支援

第2編第3章 災害復旧・復興等

★ 事務委託

- 被災市区町村は被害の規模等により、実行計画の策定及び災害廃棄物の処理作業の実施が事務能力上困難であると判断した場合は、被災都道府県へ支援(事務委託を含む)を要請する。 ➡ 地方自治法252条14



広島県坂町の実行計画



二次仮置場選別施設

【周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等】

受援を行う際に必要な事項

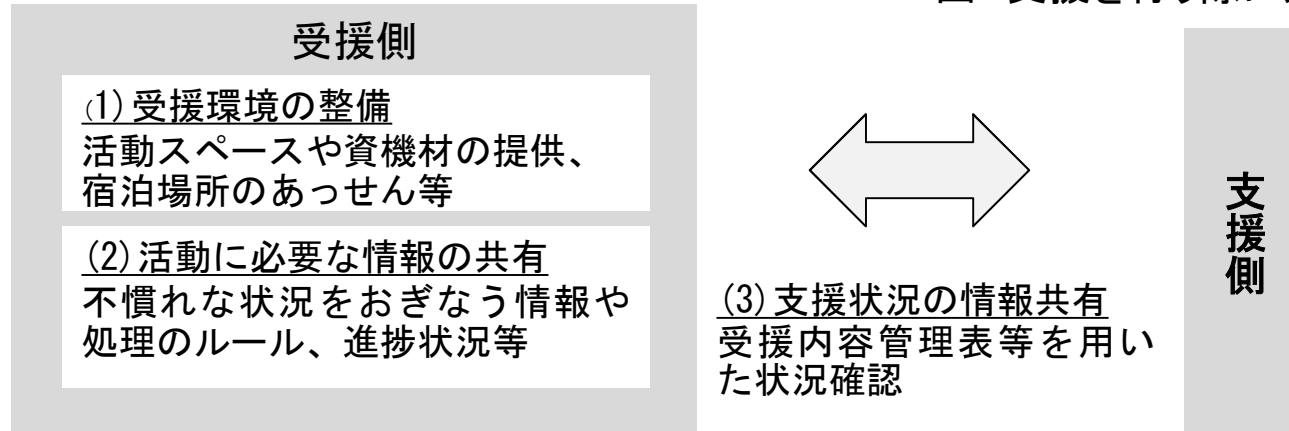


表 人材の受け入れにあたり配慮すべき事項の例

項目	環境設備の内容
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する ● 可能な範囲で、支援側の駐車スペース(パッカー車などの作業用車両用等)を確保する
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援職員の宿泊場所の確保については、支援側での対応を要請することを基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする ● 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎、焼却施設等の会議室や休憩室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する

【民間事業者等との連携・協力のあり方】

第2編第1章 平時の備え

- 市区町村等は、建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結することを検討する。

- 協定に価格に関する記述があるかどうか確認が必要
- 査定では価格の妥当性が問われる。

第2編第2章 災害応急対応

- 被災地方公共団体は災害支援協定に基づき整理した事業者リストを活用して協力・支援要請を行い、災害廃棄物の収集運搬・処理体制を構築する。

第2編第3章 災害復旧・復興等

- 被災地方公共団体は、民間事業者等の協力を得て災害廃棄物の撤去や損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)、災害廃棄物の処理・処分を行うため、災害廃棄物処理事業を発注する。

【ボランティアとの連携に関する記載の追記】

- 被災家屋の片づけ等にボランティアが関わることで想定されるため、被災市区町村はごみ出し方法や分別区分、健康への配慮等に係る情報についてボランティアに対する周知・広報を行う。被災市区町村の廃棄物部局は、社会福祉協議会や広報部局と連携し、ボランティアへの周知の徹底と、広報車やホームページ、テレビ等を活用する等、効果的に広報を行う。

ボランティアの皆さんへ

事例

片付けごみ(災害廃棄物)の仮置場への搬入方法について



ボランティアとの打合せ

1 仮置場での分別について

- ◆ 分類別に分けて、所定の場所に奥から置いてください。
- ◆ 畳やマットレスなど重ねられるものは、搬出しやすいよう、きれいに重ねてください。
- ◆ 可燃物(毎週火、金に出せるもの)については、地域のいつもの場所に袋に入れて出してください。

2 片付けごみの搬出方法

- ◆ 被災家屋から排出されるさまざまなごみは出来るだけ分別をして、仮置場への搬入ができるようお願いいたします。
- ◆ 小物類を搬出される場合は、可燃物(紙・段ボール類、木くず、繊維類など)、割れたガラス・陶器類、金属類などに分別し、何が入っているか分かるようにして、仮置場で分別しやすいように排出してください。
- ◆ 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出して、冷蔵庫だけを仮置場に持ち込んでください。
- ◆ 生ごみ(腐敗するもの)は、通常の可燃物(毎週火、金)として、地域のいつもの場所に袋に入れて出してください。

東峰村住民税務課

被災家屋からの片付けごみの排出は、ボランティアの手によって行われている場合も多く、その回収には、市の収集運搬部門との連携が必要になってきます。ボランティアの方々は、大阪府下の他自治体や他府県から来ていただいているケースも多いため、被災市において片付けごみの臨時収集や災害ごみのごみ出しルールを知らない場合があります、改善が必要となっています。このため、大阪府の被災市においては、次の事項について、ご留意をお願いします。

- ボランティア向けの周知の必要性があることから、これまでのHP、新聞等による周知に加え、臨時収集を含む現在のごみ出しルールや問い合わせ先を記載したペーパーを作成し、配布することを検討してください。
- 社会福祉協議会へのニーズのうち、片付けごみに関するものについては、社会福祉協議会から随時情報を市に伝えていただけよう要請してください。
- 市は、その情報に基づいた収集計画を立て、効率的な収集運搬を実施するよう検討をお願いします。
- まずは、各市と社会福祉協議会で緊密に連携して対応していただくが、その上で各市の収集運搬車両では収集することが困難となる事態が発生しうる場合には、大阪府を通じて収集運搬車両の現地派遣等の支援要請を行ってください。

災害廃棄物対策指針（改定版）における技術資料の改定

○災害廃棄物対策指針(改定版)における技術資料については、平成30年度以降も引き続き改定作業中。

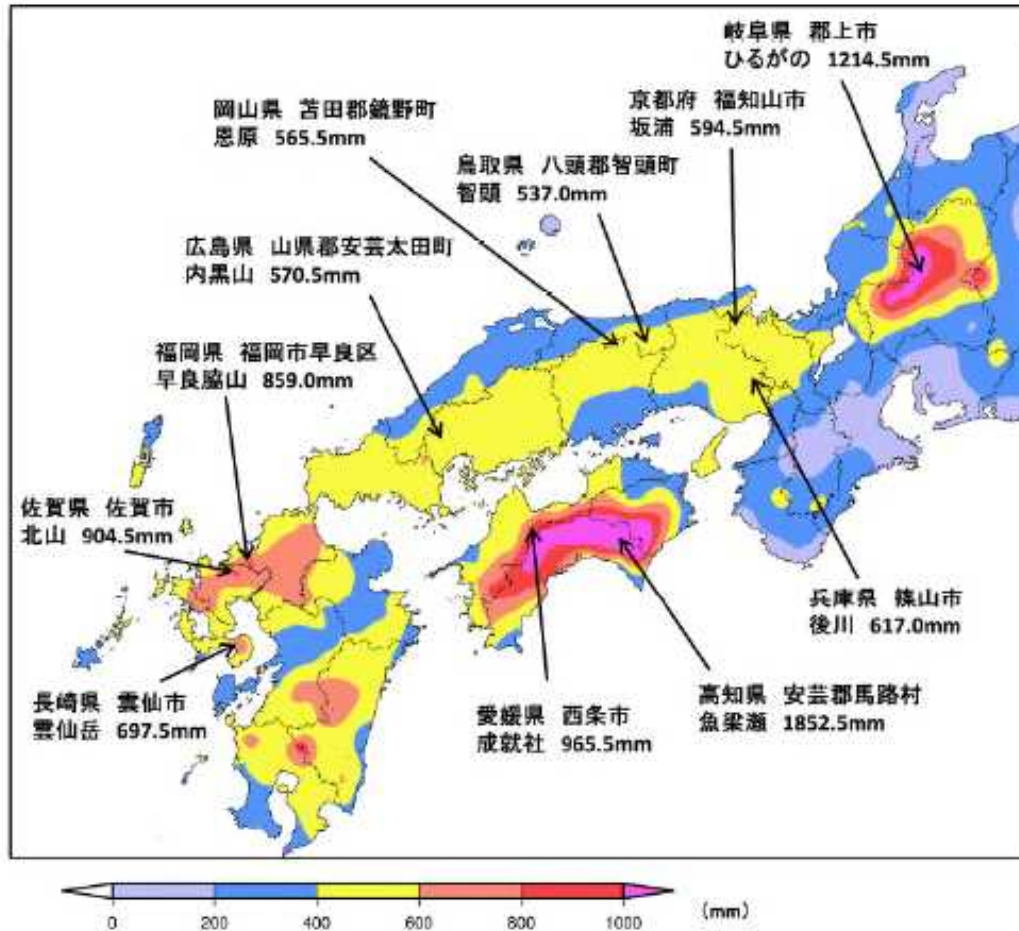
○災害廃棄物対策指針(平成26年3月策定版)の技術資料については、環境省HPにて公開中。

URL: (<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/toc/index.html>)

平成30年7月豪雨災害における 廃棄物対策について

平成30年7月豪雨の被害状況について(近畿管内)

期間降水量分布図(6月28日0時~7月8日24時)



1 気象の概要(気象庁情報:平成30年8月2日13:00現在)

・前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。

・6月28日から7月8日にかけての総雨量は、四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるなど、7月の月降水量平年値の2から4倍となったところもあった。

・48時間雨量、72時間雨量などが、中国地方、近畿地方などの多くの地点で観測史上1位となった。

2 人的被害の状況

死者221人、行方不明者9人



平成30年7月豪雨の主な被害状況について(全国)

○住家の被害状況(H30.8.21現在:内閣府HPより)

県名	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
北海道	0	0	1	7	121
岐阜県	12	236	5	77	418
京都府	15	50	44	535	1,608
兵庫県	13	17	58	66	708
奈良県	0	0	1	1	19
和歌山県	2	1	1	157	352
鳥取県	0	0	3	7	54
島根県	70	158	2		70
岡山県	4,427	3,098	980	2,881	6,013
広島県	1,029	2,888	1,898	2,926	5,009
山口県	18	177	49	266	634
愛媛県	584	2,883	461	967	1,995
高知県	14	58	25	121	368
福岡県	14	193	160	940	2,264
佐賀県	3	1	25	34	247
長崎県	1	0	4	4	18

ごみ処理施設の被害状況

都道府県	団体名	施設名	被災状況等	復旧時期	現在の稼働状況
北海道	留萌南部衛生組合	生ごみ処理施設	国道232号線の通行止めにより搬入停止。 ⇒ 通行止め解除により搬入再開。	7/7	○
岡山県	高梁地域事務組合	クリーンセンター(焼却施設・破碎施設)	地下施設の浸水により稼働停止。 ⇒ 排水完了、設備点検中。	11月	×
広島県	庄原市	東城クリーンセンター(RDF)	地下施設の浸水により稼働停止。 ⇒ 復旧済み。	7/18	○
	安芸地区衛生施設管理組合	安芸クリーンセンター(焼却施設)	運搬道路が寸断し搬入停止。 ⇒ 復旧済み。	7/11	○
	呉市	クリーンセンターくれ(焼却施設)	断水のため稼働停止。 ⇒ 復旧済み。	7/11	○
	坂町	リサイクルセンター坂(資源化施設)	搬入路の土砂崩れと施設への土砂流入により稼働停止。 ⇒ 調査中。	不明	×
山口県	周南地区衛生施設組合	恋路クリーンセンター(焼却施設)	搬入道路の土砂崩れのため搬入停止。 ⇒ 仮復旧済み。	7/8	○
愛媛県	上島町	上島クリーンセンター(焼却施設)	断水のため稼働停止。 ⇒ 下水処理水等の活用により稼働再開。 ⇒ 断水解消により復旧済み。	7/12	○
福岡県	太宰府市	環境美化センター(粗大ごみ処理施設)	搬入道路の土砂崩れのため搬入停止。 ⇒ 調査中。	不明	×

最終処分場の被害状況

都道府県	団体名	施設名	被災状況等	復旧時期	現在の稼働状況
山口県	岩国市	岩国市周東埋立処分場	施設の法面が一部崩落。処分場内に水が流入し、排水処理施設からオーバーフロー。 ⇒ 土砂撤去、流路復旧済み。	7/6	○
香川県	坂出市	坂出環境センター	処分場へ下る進入路の一部が崩落し、搬入停止。 ⇒ 復旧済み。	7/11	○
福岡県	遠賀・中間地域広域行政事務組合	遠賀中間広域最終処分場	処分場へ下る進入路の一部が崩落し大型車両の通行不可。普通車は通行可。 ⇒ 調査実施済み。中型車両で対応中。	1月	△

し尿処理施設の被害状況

都道府県	団体名	施設名	被災状況等	復旧時期	現在の稼働状況
北海道	留萌南部衛生組合	衛生センター	雨水流入により地下ポンプ室が水没。 ⇒ 仮復旧済み。	7/9	○
岡山県	高梁地域事務組合	し尿処理場	地下施設の浸水により停止。 ⇒ 排水完了、設備点検中。	11月	×
	岡山市	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	取水ポンプが浸水し、稼働しない。 ⇒ 仮復旧済み。	7/14	○
広島県	庄原市	東城し尿処理施設	水没のため停止。 ⇒ 土砂で埋没。撤去の見通し立たず。	不明	×
	呉市	安浦し尿処理施設	タンク破損、一部土砂流入により停止。 ⇒ 仮復旧済み。	7/11	○
	呉市	豊町し尿処理施設	搬入路崩壊により、通行不可。 ⇒ 復旧済み。	7/11	○
	福山市	西部衛生センター	断水のため停止。 ⇒ 復旧済み。	7/18	○
島根県	邑智郡総合事務組合	し尿処理場志谷苑	浸水により停止。 ⇒ 施設メーカーにて調査し、仮復旧済み。	8/6	○
山口市	光市	深川浄苑	搬入路崩壊により、通行不可。 ⇒ 道路の復旧作業中。	10月	×
愛媛県	大洲・喜多衛生事務組合	清流園	浸水により停止。 ⇒ 施設メーカーにて調査し、仮復旧済み。	8/27	○

平成30年7月豪雨等における災害廃棄物対策

災害廃棄物対策の基本方針；現地支援チームを被災地に派遣し、被災自治体のニーズに即してきめ細やかに対応。

1. 生活圏内の災害廃棄物の早急な撤去・運搬

道路等に堆積した災害廃棄物は概ね撤去完了

- ・全国の市町村と民間事業者から収集運搬車両を派遣
- ・片付けごみ等を被災地域から撤去・搬出。ボランティアとも連携
- ・がれきの撤去等については防衛省とも協力
- ・災害廃棄物撤去費用の償還についての事務連絡を发出

2. 仮置場における分別・保管

身近な一次仮置場にある災害廃棄物を概ね8月中に撤去予定

- ・災害廃棄物を分別・保管するための一次仮置場を設置
- ・災害廃棄物を破碎・選別するための二次仮置場を設置

3. 災害廃棄物の処理

各県方針に基づき1年～2年以内に処理予定

- ・被災地域の焼却施設の内、1施設が稼働停止中
- ・被災した焼却施設については早期復旧に向けて作業
- ・被災した焼却施設周辺の自治体における受入れや、広域処理

発災直後に災害対策チーム設置などの体制を整備するとともに、全体統括機能強化のため現地に人材を派遣。

- 環境省災害情報連絡室を設置(7月3日)
- 環境省災害対策チームを設置(7月7日)
- 岡山県庁、広島県庁及び愛媛県庁へ環境省職員をリエゾンとして派遣(7月11日～)
- 広島県へ環境省職員を派遣(審議官級:7/13～18・7/25～、課長級:7/18～)
- 岡山県へ環境省職員を派遣(審議官級:7/17～、課長級:7/24～)
- 愛媛県へ環境省職員を派遣(室長級:7/19～)

現地支援チームの派遣状況

環境省職員及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の専門家で構成された現地支援チームを派遣し、被災地支援を実施。(平成30年8月27日現在でのべ146名を派遣)

岡山県

(7月9日～8月24日)

岡山県、岡山市、倉敷市、笠岡市、高梁市、総社市、矢掛町、井原市

広島県

(7月10日～)

広島県、広島市、坂町、熊野町、東広島市、竹原市、三原市、尾道市、呉市、三次市、府中市、江田島市、安芸高田市、庄原市、海田町、福山市

愛媛県

(7月10日～8月13日)

宇和島市、大洲市、西予市、鬼北町、松野町、今治市

高知県

宿毛市、大月町、本山町、安芸市、
香南市

福岡県

久留米市、飯塚市



環境省職員で構成された現地支援チームを派遣し、被災地支援を実施。

岐阜県

関市、下呂市

京都府

舞鶴市、福知山市

兵庫県

宍粟市

支援自治体による収集運搬車両の派遣

片付けごみ等の収集運搬に支障が生じている市町については、環境省及び全国都市清掃会議の調整等により、収集運搬車両を派遣。

岡山県

【倉敷市】**大阪市**(7/13～)、赤磐市(7/13～)、高松市(7/15～)、
京都市(7/17～)、**堺市**(8/2～)、北九州市(8/6～)、鹿児島市(8/6～)、
新潟市(8/8～)、横浜市(8/11～)、海老名市(8/13～)、厚木市(8/14～)、
茅ヶ崎市(8/20～)、藤沢市(8/20～)
【総社市】**神戸市**(7/14～)

広島県

【呉市】川崎市(7/24～)
【坂町】名古屋市(7/19～)、浜松市(8/8～)、静岡市(8/14～)
【東広島市】横浜市(7/27～)
【海田町】長崎市(7/31～)

愛媛県

【大洲市】大分市(7/15～)、熊本市(7/15～)、高知市(8/6～)

福岡県

【久留米市】福岡市(7/13～)
【飯塚市】行橋市(7/14～)、大牟田市(7/15～)



民間団体による収集運搬車両の派遣

片付けごみ等の収集運搬やし尿処理に支障が生じている市町については、環境省の要請を受けて、民間団体が支援を実施。

□全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会

岡山県

倉敷市

- ・片付けごみ等の収集運搬支援(7/18～、約50台)
- ・し尿処理支援(7/11～)

□全国環境整備事業協同組合連合会

整理中

□一般社団法人全国清掃事業連合会

岐阜県

関市(7/12～、3台)

広島県

広島市(7/14～、18台)、三原市(7/16～、19台)、三次市(7/9～、13台)、東広島市(7/30～、5台)、府中町(7/15～、1台)、海田町(7/14～、3台)、坂町(7/16～、2台)、世羅町(7/10～、2台)

□一般社団法人日本環境保全協会

広島県

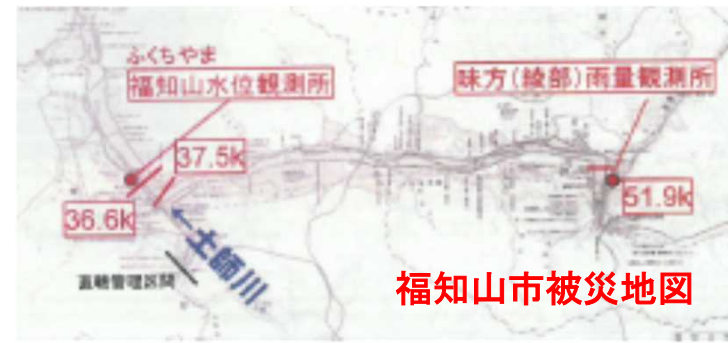
宇和島市(7/9～、延べ69台)、大洲市(7/9～、延べ106台)



ほか、各府県の産廃協会や建設業協会が支援活動を実施中

平成30年7月豪雨の被害状況について(近畿管内)

■降雨の状況(味方(綾部)雨量観測所)[7月7日19時時点]



■現地調査等の実施

- ◆7月10日京都府舞鶴市豪雨被害現地確認(13:00～中丹東保健所)
京都府循環型社会推進課、京都府中丹広域振興局、
京都市環境政策局循環型社会推進課同行
- ◆7月13日兵庫県宍粟市豪雨被害現地確認(宍粟市役所、兵庫県)
兵庫県 環境整備課同行
- ◆7月18日京都府福知山市豪雨被害現地確認(福知山環境パーク)
京都府循環型社会推進課、中丹西保健所同行)



平成30年7月豪雨の被害状況について(近畿管内)

■家屋等の被害状況

府県(時点)	住家被害					
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
滋賀県(7月12日14日00時点)	0	0	0	0	0	1
京都府(7月27日15:00時点)	13	1	11	60	517	2,141
大阪府(7月9日12:00現時点)	1	0	0	9	7	25
兵庫県(7月26日17日00時点)	13	0	13	64	69	788
奈良県(7月19日17:00時点)	0	0	0	1	1	19
和歌山県(7月26日12:00時点)	3	0	1	1	125	305

※兵庫県の一部損壊64棟のうち、神戸市分50棟には床上・床下を含んでいる。(内訳は現在、神戸市で精査中)

■生活ごみ・片付けごみの収集状況等

【舞鶴市】災害発生直後に仮置場を確保し、災害廃棄物の収集運搬分別がうまく対応できている。仮置場は5ha程の広大な場所で、被災場所から15分の行程、元々、民間の外材の積み置場の場所で現在は空地になっているところを貸していただいている。



【福知山市】災害ゴミの集積所は自治会単位で集積所を129箇所設け、通常の家産ゴミとは混ざらないように、簡単に分別をして排出していただいている。仮置場は環境パーク(焼却施設と埋立地)に10日から搬入している。通常の収集運搬事業者6社とは災害協定を締結しており、今回の災害対応についても対応していただき、17日までに450t収集している。

【宍粟市】家屋の被災状況は、全壊5戸、半壊3戸、一部損壊7戸、床上5戸、床下63戸、仮置場は4か所設置されており、いずれも、流木と家屋から出された片づけごみが置かれている。分別品目は燃えるごみ、畳、家具類、家電類、タイヤ、割れ物、危険ごみの7種類程度に分別されているが、一部分別不十分なところがあった。

7月豪雨に伴う仮置場設置状況(近畿管内)

府県名	市町村名	仮置場数	仮置場名称	受入期間	搬出スケジュール
京都府	舞鶴市	1	大君地区 (おおきみ)	平成30年7月8日～ 平成30年8月31日	搬出：9月上旬 (予定) 処理：9月下旬 (予定)
	綾部市	1	綾部市平成30年7月豪雨災害廃棄物仮置場	7月7日～12月15日	搬出：8月上旬頃 処理：8月上旬頃
	亀岡市	1	医王谷エコトピア	7月9日～未定 未定の理由：片付けごみは概ね収集終了しているが一部住民の事情により片付けが進んでいない箇所があるので未定としている。	現時点では、搬出、処理ともに未定
	福知山市	1	福知山市環境パーク内仮置き場	片付けごみ：7月9日～8月10日 損壊家屋解体 (撤去) ごみ：11、12月頃に同仮置き場にて受け入れする予定	片付けごみ：搬出→8月中旬から品目ごとに順次 処理→8月中旬から品目ごとに順次 損壊家屋解体 (撤去) ごみ：搬出・処理とも12月以降
	京丹波町	5	・瑞穂支所倉庫 ・町営バス車庫 ・上乙見 (上) ・上乙見 (下) ・蒲生団地駐車場ストックヤード	7月11日～8月24日	搬出：7月26・27・31日 8月27日～8月31日 処理 8月31日
	南丹市	1	下吉田倉庫	7月17日～8月31日	搬出：8月31日 処理：8月31日
兵庫県	宍粟市	4	① 山崎浄苑テニスコート ② 旧下三方小学校グラウンド ③ 宍粟森林組合波賀支所貯木場 ④ 旧千種北小学校駐車場	① 9月末閉鎖予定 ② 7月末閉鎖 ③ 9月末閉鎖予定 ④ 7月末閉鎖	搬出：8月から順次搬出
和歌山県	和歌山市	1	和歌山市災害廃棄物仮置きヤード (*今回の豪雨で建設、設置したのではなく、本市に常設しているもの。(平時は閉鎖している。))	7月9日～8月中旬ごろ閉鎖予定	畳など腐敗性があるものは、搬出・処理済。 現在、小型家電の一部を残すのみ。

広島県 坂町小屋浦地域の被害状況



土砂により埋まった河川



土砂により埋まった自動車



家の前の細街路上に堆積



JR線路沿い集積場
分別されずに数百mに渡って堆積



小屋浦小学校集積場
分別されずに堆積

呉市天応地区現況 180811撮影



180817西条3丁目23番地(背戸ノ川上流部)被災状況 「河川・道路啓開作業中」



西条3丁目
地区内廃棄物状況(土嚢)
所有者・ボランティアが通路に山積



西条3丁目バス停周辺
災害廃棄物状況
指定ゴミ置場周辺に集積



東久保4丁目山裾
行方不明者搜索含む土砂撤去



災害廃棄物
道路沿いに集積

岡山県倉敷市(真備町)における道路上のがれき等の撤去状況

○自衛隊の体制強化後、急速に撤去作業が進捗し、国道486号線沿いの道路上のがれき等については7月24日で撤去完了。

①国道486号線の撤去状況

7月16日時点



7月24日時点



②国道486号線の撤去状況

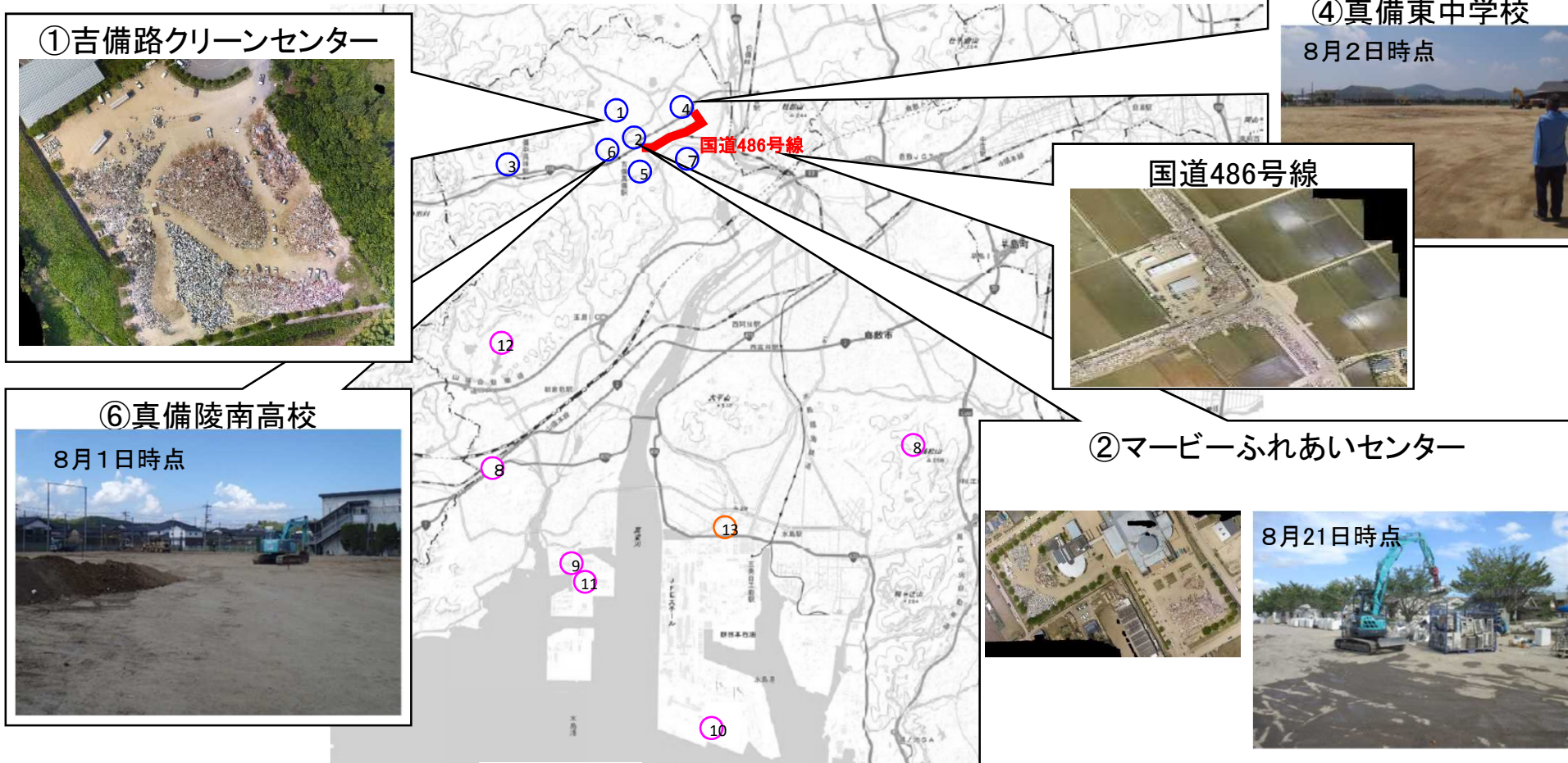
7月16日時点



7月24日時点



(参考)倉敷市内の災害廃棄物仮置場及びごみ焼却施設



一次仮置場

No.	名称	面積
①	吉備路クリーンセンター	約1.5ha
②	マービーふれあいセンター	約0.7ha
③	呉妹小学校	約0.8ha
④	真備東中学校	約1.5ha
⑤	真備中学校	約0.8ha
⑥	真備陵南高等学校	約0.7ha
⑦	真備浄化センター	約0.5ha

二次仮置場

No.	名称	面積
⑧	西部ふれあい広場	約1.5ha
⑨	玉島の森	約1.5ha
⑩	岡山県環境保全事業団水島処分場	約4ha
⑪	玉島E地区フラワーフィールド	約2ha
⑫	増原公園	約0.7ha

ごみ焼却施設

No.	名称	処理能力
⑬	水島清掃工場	300トン/日

凡例

○...一次仮置場
●...二次仮置場
○...ごみ焼却施設

道路沿いや身近な仮置場からの災害廃棄物の撤去を実施中



【岡山県倉敷市】真備東中学校(7月24日)→(8月2日)



国道486号線付近(7月16日)→(7月24日)

道路沿いや身近な仮置場からの災害廃棄物の撤去を実施中

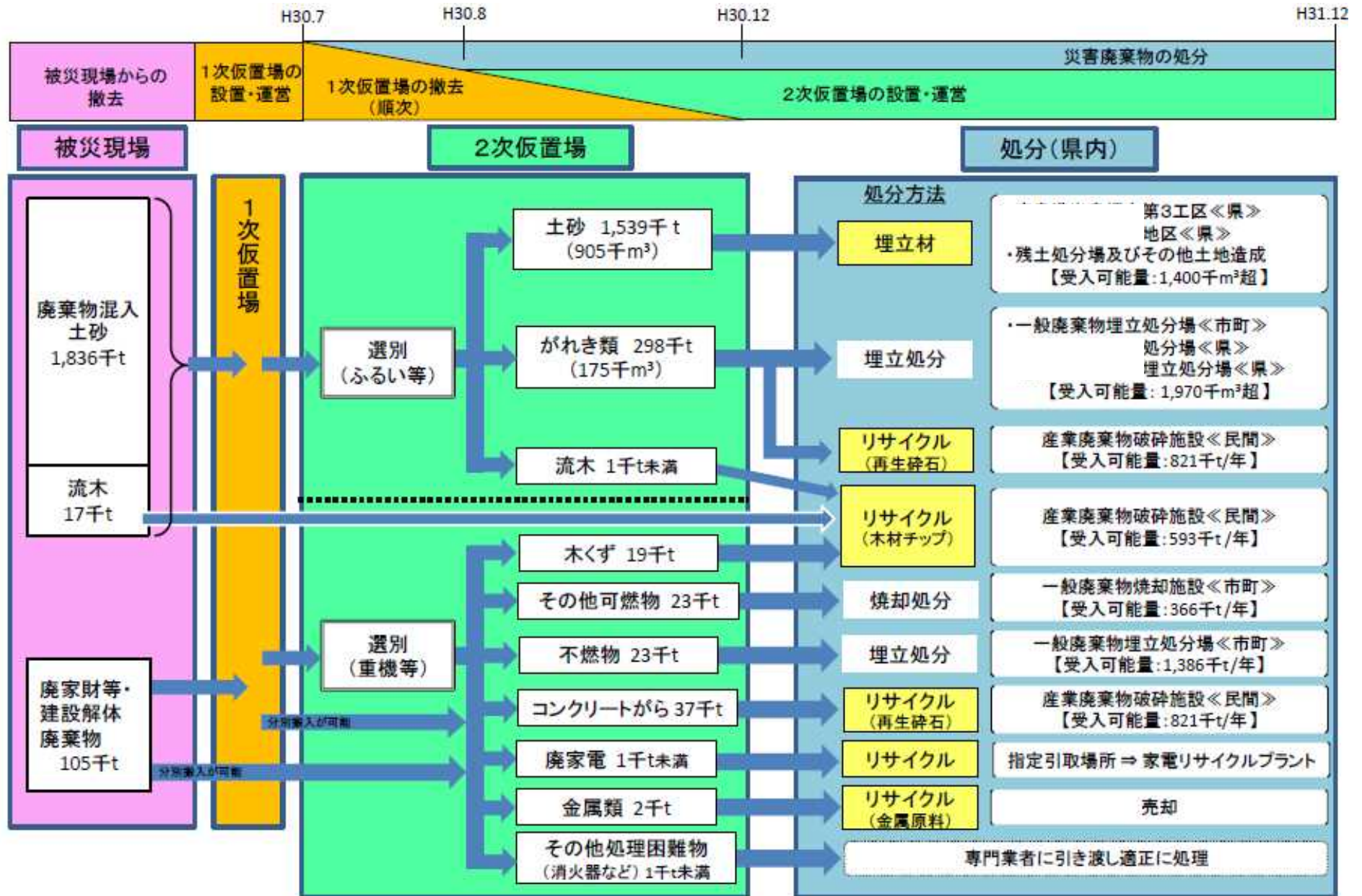


【広島県三原市】旧船木小学校(7月15日)→(7月26日)



【愛媛県大洲市】.阿蔵団地(7月14日)→(7月18日)

災害廃棄物の基本処理フロー



地震と水害による災害廃棄物処理の違い

項目	地震	水害
発生個所 (時期)	<ul style="list-style-type: none"> 地盤や土地利用等の状況によって変化(耐震性の低い建物が被災) 突発的に発生 	<ul style="list-style-type: none"> 河川決壊は低地部、土砂災害は山麓部に被害が集中 夏～秋季を中心に発生(集中豪雨や台風時期)
廃棄物組成の 特徴	<ul style="list-style-type: none"> 全壊等の建物撤去によるものが中心 瓦・コンクリートブロックなど、不燃物の排出が多い 片づけごみは、割れ物、家具、家電類が比較的多い 	<ul style="list-style-type: none"> 大量の生木、流木等が発生する場合がある 床上・床下浸水による片づけごみが多く、建物解体は比較的少ない 片づけごみは、水分・土砂等を含んだ畳・敷物・衣類・木くずや大型ごみ(家具等)が発生
片づけごみの 排出状況	<ul style="list-style-type: none"> 家から壊れた物を排出し、必要なものは家の中で保管する <p>→比較的分別されて排出されやすい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 床下の泥だし・消毒乾燥のため、浸水した家から濡れた物をいったん排出し、必要なものを取り出す <p>→比較的分別されにくい</p>
特に注意が 必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> 比較的広範囲が被災するため、災害廃棄物発生量は多い 倒壊家屋解体は重機使用 	<ul style="list-style-type: none"> 水分、泥等を含むため、ごみ出しが困難 水分を含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水発生に注意 分別排出が困難なため、集積場では大まかな分類を実施 浸水した浄化槽は速やかにし尿等の収集が必要
ごみ出し先、 収集運搬時の 注意点	<ul style="list-style-type: none"> 基本は家の前、ガレージや庭先に分別してごみ出し、道路事情が悪い場合は、集積場を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 水分による重量増のため、積み込み時に注意が必要 床上浸水以上は、一軒当たりの排出量が多く、ごみ出しは地震より早くなるため、早期の収集が必要

分別されぬまま...“災害ゴミ”増加

分別されぬまま...“災害ゴミ”増加 処理に課題

【四国B】【ごみ排出】2018/07/18 17:05 テレ朝ニュース

災害ごみの問題が大きくクローズアップされてきていますが、遠くまでは自分で運べないからどうしようもないという声がありますが、市や自治体はそれをどういうふうに対処しようとしているのでしょうか。

(中村昌太郎記者報告)

- 市としてもある程度の負担をお願いせざるを得ないとしています。もともとは市が指定した仮置き場だった公園で17日から取材していますが、その間も次々とごみを捨てていく人の姿を目撃しました。
- そして、捨てられているごみを見ると、大きな家具や生活ごみのようなものなど、全く分別がされていないことが分かります。収集をするにしてもごみを分別してからでないといけないため、その間にもどんどんごみが増えていってしまうという状況です。
- 市としては、車がない人など、やむなくごみを捨ててしまう人の事情は分かるとしながらも、あくまで地域の人やボランティアの人たちの協力を得ながら指定した仮置き場まで運んできてほしいとしています。
- ただ、取材をしていると、被災者のなかには「なぜ近くの仮置き場ではだめなのか」と、わざわざ遠くまで運ばなければいけないその意義というのがなかなか伝わっていないのではないかと思います。
- 被災者の人々に負担をお願いする以上は丁寧に説明をして、しっかりと理解を得ながら処理を進めていく必要があると思います。

災害ごみがあふれ、封鎖となった宇和島市吉田地区の駐車場を見つめる市職員
＝15日午後、宇和島市吉田町観音新



県内豪雨災害

ごみ仮置き場限界に

分別負担や悪臭 課題

冷感風、いす、衣服。広い範囲で浸水被害を受けた市職員の被災地の仮置き場には、住宅などの片付けで出た、みがが次に運び込まれ、山積みになっている。最終処分場への搬出が進まない中、悪臭などの問題が浮上。作業する人の体力の限界も近づいている。

(1面速報)

「ごみがあふれてきて、もならない」。河川氾濫で大きな被害を受けた宇和島市吉田町観音新の駐車場は、数日前からほぼ満杯状態。搬入されるのは、発火や爆発、市職員が1人張り付き、搬入を一時封鎖している状態だ。

市が呼び掛けるのは、町内から約10ヶ離れた仮置き場(同市大通)の利用。しかし、町内の置き場と異なり、約10種類の分別が必要で、運び込む住民にとって大きな負担となる。同市吉田町沖村の40代主婦は「暑さで気力や体力が持たなくて、分別を指示されるのはつらい」と嘆く。

西子町野村町でも、似た光景が広がる。災害直後の8日以降、市は町内に順次仮置き場を増やしたが「まだ少ない」(市担当者)。

「ごみの分別が、仮置き場に追加の分別が必要で、現在4種類の分別は18日から14種類となり「単なる分別は時間がかかるので、なるべく分けてから搬入して貰えれば」(市職員)と訴える。

生活支援のため、ごみの処理が急務だが、その大半は思い出の詰まった日用品、多量な破損品も各地で聞かれた。

大洲市若宮の建設業勤務森田利和さん(54)は自宅が浸水し、買ったばかりの冷蔵庫や家具類を処分した。軽トラックいっぱいの家財道具を山の山に捨てながら「一つ一つは、それは昇球道具を準備することと、ぶやく、専用のパットやラフは、息子の思い出の品。くしんも、お土産にされた。でもお土産品は、それでもない。災害だから仕方ない」と話すと、作業を続けていた。

(宇和島、亀井映希、西我しずく)

ご静聴ありがとうございました。